平成２４年（フ）第１４６号
鹿児島県鹿児島市郡元３丁目13番19号　カーム郡元102号
債務者　西田都季子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３４１号
札幌市東区北40条東３丁目１番26号　ラフォーレ40―302号
債務者　三浦さおり
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２５号
北海道千歳市長都駅前２丁目15番24号
債務者　石川　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３７号
札幌市清田区里塚３条１丁目11番10号
債務者　小川　　実
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２６号
札幌市西区山の手２条４丁目１番９―208号
債務者　佐藤比佐江
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５８号
北海道江別市大麻宮町４番地　12号棟207号室
債務者　本巣　幸一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９０号
札幌市豊平区美園１条５丁目３番15―101号
債務者　下原　光博
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２９号
札幌市白石区川下４条３丁目４番24号　コーポ小池202号
債務者　川上　喜久
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２２号
札幌市東区北17条東９丁目１番10―202号
債務者　天谷　嘉廣
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５２号
札幌市東区北31条東８丁目２番19号　第12ベルハイム402号
債務者　横山小百美
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７７号
札幌市清田区北野５条３丁目１番17号
債務者　淡路理恵子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９１号
札幌市白石区本郷通７丁目北５番12号　コーポ本郷通Ａ号
債務者　佐々木　勲
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９４号
北海道江別市大麻泉町23番地の15　第４富士荘３号室
債務者　北川あゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０６号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目１番３―509号
債務者　池田　典子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０９号
札幌市西区二十四軒４条３丁目４番18―201号
債務者　三浦　丈馬
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４号
群馬県前橋市広瀬町２丁目33番地　ＨＡ―463号
債務者　髙橋　是清
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９７号
群馬県前橋市笂井町13番地３
債務者　木村　初子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９８号
群馬県前橋市総社町植野155番地13ソレイユＡ―101号
債務者　後藤　　旭
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係